

**大河原町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

平成 31 年 2 月

大河原町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	
1-1	地球温暖化問題の概要	1
1-2	計画の目的及び位置づけ	2
1-3	対象とする範囲	3
1-4	対象とする温室効果ガス	4
1-5	計画の基準年度及び期間	5
第 2 章	温室効果ガスの排出状況	
2-1	温室効果ガス排出量の算定方法	6
2-2	温室効果ガス排出量の推移	7
第 3 章	温室効果ガス総排出量の目標	
3-1	温室効果ガス総排出量の削減目標	12
3-2	温室効果ガス総排出量の施設別目標	13
第 4 章	地球温暖化防止のための取組	
4-1	目標達成に向けた取組の基本方針	15
4-2	目標達成に向けた取組内容	16
4-3	省エネ設備等導入手法の検討	23
第 5 章	進行管理	
5-1	推進体制	25
5-2	進行管理	26
資料編		
資料 1	温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数	資-1
資料 2	計画対象施設	資-3
資料 3	施設別活動量	資-4

第1章 計画の基本的事項

1-1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは地球全体の平均気温が長期的に上昇する現象であり、人為的活動に伴う温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）等）の大量放出が主な要因とされています。

地球温暖化の影響として、平均気温の上昇、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が日本でも観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

(2) 国際的な動向と我が国の対応

地球温暖化問題への対応として、1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。同条約に基づき、1997年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進国に法的拘束力のある削減目標を規定した「京都議定書」が採択され、日本は、2008年から2012年までの5年間で1990年に比べて6%削減とする目標を定めました。

これらの国際的な動きを受け、1998年に国の地球温暖化対策推進の法令上の根拠となる地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下、「温対法」という。）が制定されました。

その後、国は2015年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定しており、この計画では温室効果ガス削減に係る我が国の中期目標を2030年度に2013年度比で26.0%減の水準にすることとしています。

また、2015年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

このような状況を受け、国は、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、同計画において、「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素については、2013年度比約40%減の水準にするという目標を掲げています。

1-2 計画の目的及び位置づけ

(1) 計画の目的

温対法第21条の規定では、地方公共団体の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定するものとしています。

また、2016年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としています。

その地方公共団体の一つである大河原町は、町内における行政の主体として様々な事務・事業を行う機関であることから、温室効果ガス排出抑制に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「大河原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、本計画という。）」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、温対法に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

また、町づくりの方向性を示す「大河原町長期総合計画」や町の環境の保全と創造に関する施策の方向性を示す「大河原町環境基本計画」と整合を図るとともに、設備更新等を伴うものとして、公共施設の管理等の方向性を示す「大河原町公共施設等総合管理計画」とも整合性を確保するものとします。

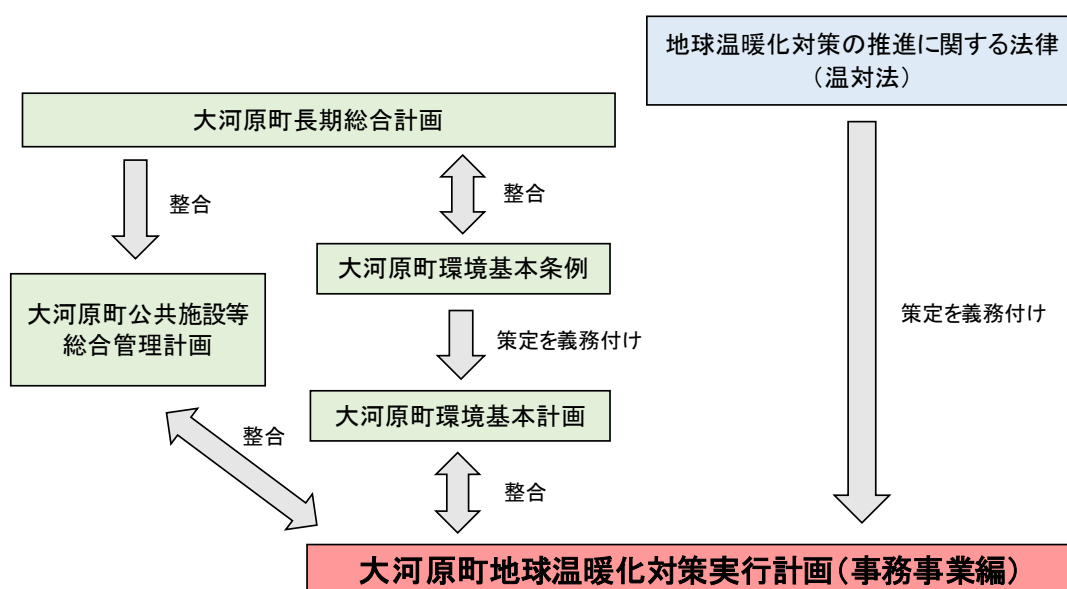


図1 本計画の位置づけ

1-3 対象とする範囲

(1) 事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、本町の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても対象とします。

(2) 組織施設等の範囲

対象とする組織施設等の範囲は、本町の行政組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。

また、指定管理者による管理施設についても対象施設に含めます。

なお、対象組織、施設等は、今後組織改正等があった場合には、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

表1 対象組織・施設等

管理課	施設数	主な施設等
生涯学習課	6	民俗資料収蔵室、旧仙台地方検察庁大河原支部、にぎわい交流施設、金ヶ瀬公民館、東部屋内運動場、総合体育館
地域整備課	4	駅前コミュニティセンター、大河原駅自由通路、大河原駅前第1駐輪場、大河原駅前第2駐輪場
福祉課	2	福祉センター、福祉作業所さくら
健康推進課	1	保健センター
子ども家庭課	4	桜保育所、上谷児童館、大河原児童センター、世代交流いきいきプラザ
教育総務課	6	大河原小学校、金ヶ瀬小学校、大河原南小学校、大河原中学校、金ヶ瀬中学校、学校給食センター
企画財政課	1	役場
上下水道課	19	揚配水場、ポンプ場、加圧ポンプ場、取水場、配水池、汚水中継マンホールポンプ場
総務課 地域整備課	1	街路灯・地下道照明灯

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、本町の事務事業から排出される4物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）とします。

表2 対象とする温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

種類	発生源	温室効果ガス排出量の算定対象	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	ガソリン・軽油・LPG・重油等燃料の使用量	1
	他人から供給された電気の使用	電気使用量	
メタン (CH ₄)	自動車の走行	公用車の走行距離	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	公用車の走行距離	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンデショナーの使用	HFCが封入された公用車の台数	1430 (HFC-134a)

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。

※2 温室効果ガスとは、大気中に拡散され温室効果(赤外線を吸収し再放出することで大気温度を上昇させる現象)をもたらす物質の総称です。

※3 第2章における温室効果ガス総排出量とは、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量に各地球温暖化係数をかけることで二酸化炭素に換算し、全温室効果ガス排出量を合計した値です。

1-5 計画の基準年度及び期間

(1) 計画の基準年度、目標年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013年度を基準年度とします。
また、目標年度は、2030年度とします。

表3 計画の基準年度、目標年度

区分	年 度
基準年度	2013 年度
目標年度	2030 年度

(2) 計画の期間

計画期間は、目標年度に合わせて、2019年度から2030年度までの12年間とします。
また、計画開始から5年後の2024年度に計画の中間検証を実施することとします。
なお、情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

表4 計画の期間

年度	2013	2014	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2029	2030
大河原町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	基準 年度			計画 開始					中間検証			目標 年度

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月環境省）に基づき、基本的な考え方として1年間の活動量に排出係数を乗じることで算定しています。

また、温室効果ガス総排出量は、温室効果ガスの種類ごとに、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、合算することにより算定しています。

温室効果ガス排出量の算定式

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量 : 燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数 : 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

※計算例

$$\begin{array}{ccc} & \boxed{\text{活動量}} & \boxed{\text{排出係数}} \\ \text{1年間の電気の使用に伴う} & & \text{電気1kWh当たりの} \\ \text{二酸化炭素の排出量} & = \text{1年間の電気の使用量} \times & \text{二酸化炭素の排出量} \\ (\text{kg-CO}_2) & (\text{kWh}) & (\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) \end{array}$$

※ 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数は、資料編に示します。

温室効果ガス総排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量} &= (\text{温室効果Aガス排出量} \times \text{地球温暖化係数A}) \\ &+ (\text{温室効果Bガス排出量} \times \text{地球温暖化係数B}) \\ &+ (\text{温室効果Cガス排出量} \times \text{地球温暖化係数C}) \\ &\vdots \end{aligned}$$

地球温暖化係数 : 各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を二酸化炭素を基準 (=1) として数値化したもの

2-2 温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガス総排出量とガス種別排出量

本町の事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量は、基準年度である2013年度は2,198.6t-CO₂となっています。2014年度以降、温室効果ガス総排出量は減少傾向を示し、2017年度の総排出量は2,007.3t-CO₂と2013年度比8.7%減となっています。

ガス種別にみると、排出されている温室効果ガスの大半が二酸化炭素（CO₂）であり、2013年度が2,196.7t-CO₂、2017年度が2,005.0t-CO₂と191.7t-CO₂減少しています。

一方、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量はごくわずかで、2013年度以降大きな変動はありません。

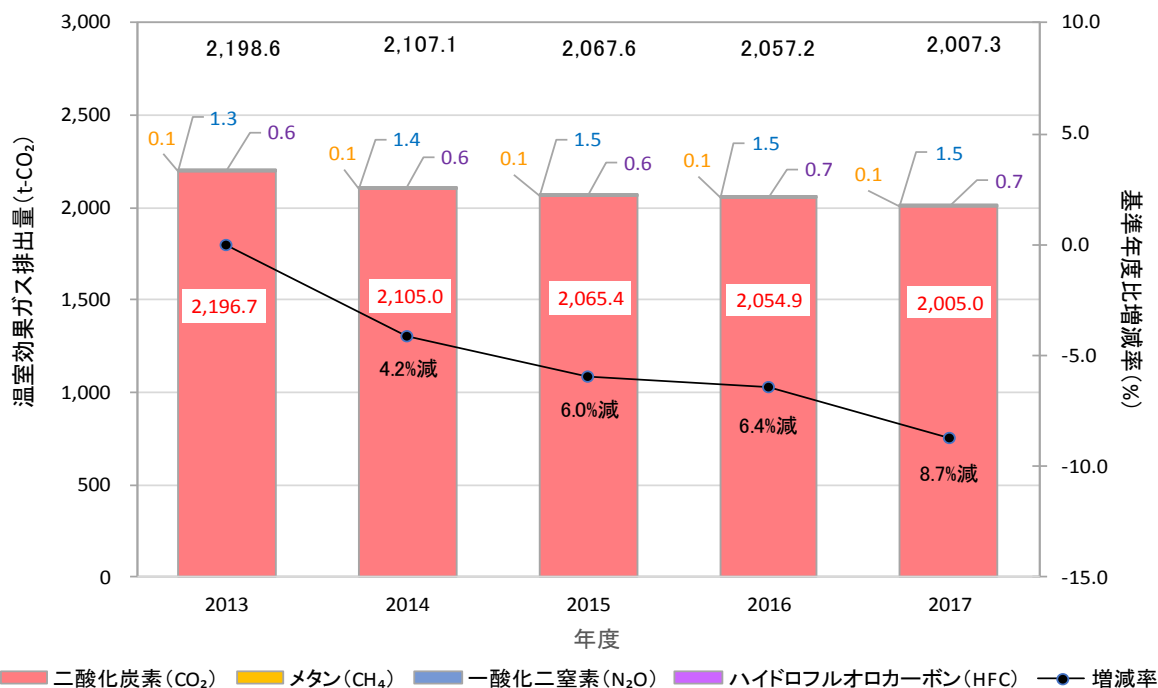
表5 温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

単位：t-CO₂

ガス種別	年 度				
	2013 (基準年度)	2014	2015	2016	2017
二酸化炭素 (CO ₂)	2,196.7	2,105.0	2,065.4	2,054.9	2,005.0
メタン (CH ₄)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7
総排出量	2,198.6	2,107.1	2,067.6	2,057.2	2,007.3
基準年度比増減率	—	-4.2%	-6.0%	-6.4%	-8.7%

※1 表中の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算後の値です。

※2 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



※ グラフ中におけるデータラベル（各種ガスの温室効果ガス排出量）の色は凡例の色と対応しています。

図2 温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

(2) 活動別排出量

活動別にみると、二酸化炭素（CO₂）の排出要因となる活動は、燃料や電気の使用（エネルギー起源）によるものとなっています。CO₂排出量が最も多い活動は、施設で使用する電気によるものであり、CO₂排出量の約8割を占めています。

次いで排出量が多い順に灯油、A重油と続き、灯油については2014年度以降増加傾向となっています。公用車の燃料使用による排出量は、2017年度は2013年度よりも12.2t-CO₂増加しています。

また、その他温室効果ガスの排出要因となる活動としては、公用車の走行、自動車用エアコンディショナー（カーエアコン）の使用がありますが、その排出量は、CO₂排出量の0.1%とごくわずかとなっています。

表6 活動別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

ガス種別	活動区分		年 度					
			2013 (基準年度)	2014	2015	2016	2017	
CO ₂ (エネルギー起源)	燃料使用	施設	ガソリン	2.2	1.6	1.1	0.9	1.4
			灯油	160.7	151.2	168.2	177.8	182.9
			軽油	0.1	0.4	-	-	-
			A重油	123.1	129.8	117.1	149.6	128.9
			LPG	17.3	16.0	13.9	13.3	14.0
			公用車	ガソリン	34.1	35.5	35.1	39.2
		軽油	9.1	9.7	12.0	11.1	12.2	
		電気使用	1850.2	1760.9	1717.9	1662.9	1622.4	
		小 計	2,196.7	2,105.0	2,065.4	2,054.9	2,005.0	
		基準年度比増減率	-	-4.2%	-6.0%	-6.5%	-8.7%	
その他 温室効果ガス CH ₄ , N ₂ O, HFC		公用車の走行 (CH ₄)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		公用車の走行 (N ₂ O)	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	
		カーエアコンの使用 (HFC)	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	
		小 計	1.9	2.1	2.2	2.3	2.3	
		基準年度比増減率	-	8.0%	17.6%	19.0%	19.7%	
温室効果ガス総排出量			2,198.6	2,107.1	2,067.6	2,057.2	2,007.3	

※1 表中の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算後の値です。

※2 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

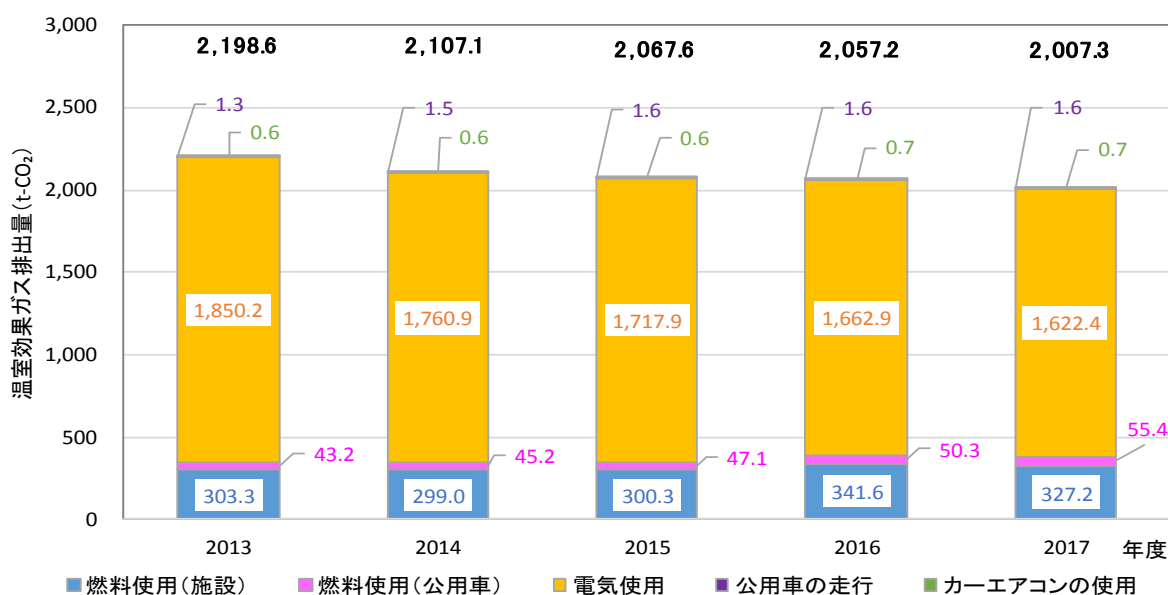


図3 活動別温室効果ガス排出量の推移

(3) CO₂（エネルギー起源）排出量とエネルギー（原油換算）使用量

CO₂（エネルギー起源）の排出要因となる燃料・電気の使用量について、使用量の単位を原油量に換算することで統一し比較すると、エネルギー（原油換算）使用量は、年々基準年度比増減率が減少し、2017年度には基準年度を上回る使用量となっています。

しかし、東北電力株式会社の企業努力により電気排出係数の低減が推進された（2013年度の0.591kg-CO₂/kWhから年々減少し2017年度は0.521kg-CO₂/kWhまで低減）ことにより、CO₂排出量は減少傾向となっています。

表7 CO₂（エネルギー起源）排出量とエネルギー（原油換算）使用量の推移

活動区分		単位	年 度				
			2013 (基準年度)	2014	2015	2016	2017
燃料使用	ガソリン	kL	14.0	14.3	13.9	15.4	17.1
	灯油		61.1	57.5	64.0	67.6	69.6
	軽油		3.4	3.8	4.5	4.2	4.6
	A重油		45.8	48.3	43.6	55.7	48.0
	LPG		7.6	7.0	6.1	5.8	6.1
電気使用			805.3	793.2	794.8	784.9	801.0
合 計			937.2	924.1	926.9	933.6	946.4
基準年度比増減率			-	-1.4%	-1.1%	-0.4%	1.0%
CO ₂ 排出量		t-CO ₂	2,196.7	2,105.0	2,065.4	2,054.9	2,005.0
基準年度比増減率			-	-4.2%	-6.0%	-6.5%	-8.7%

※ 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

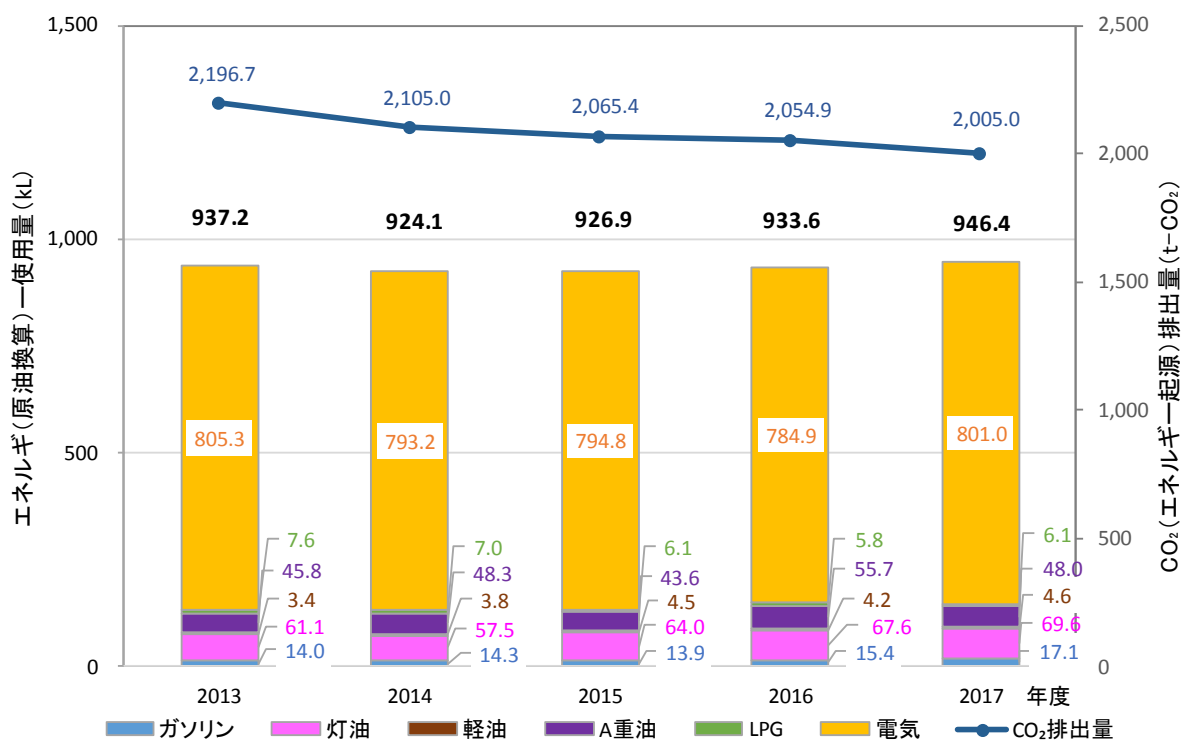


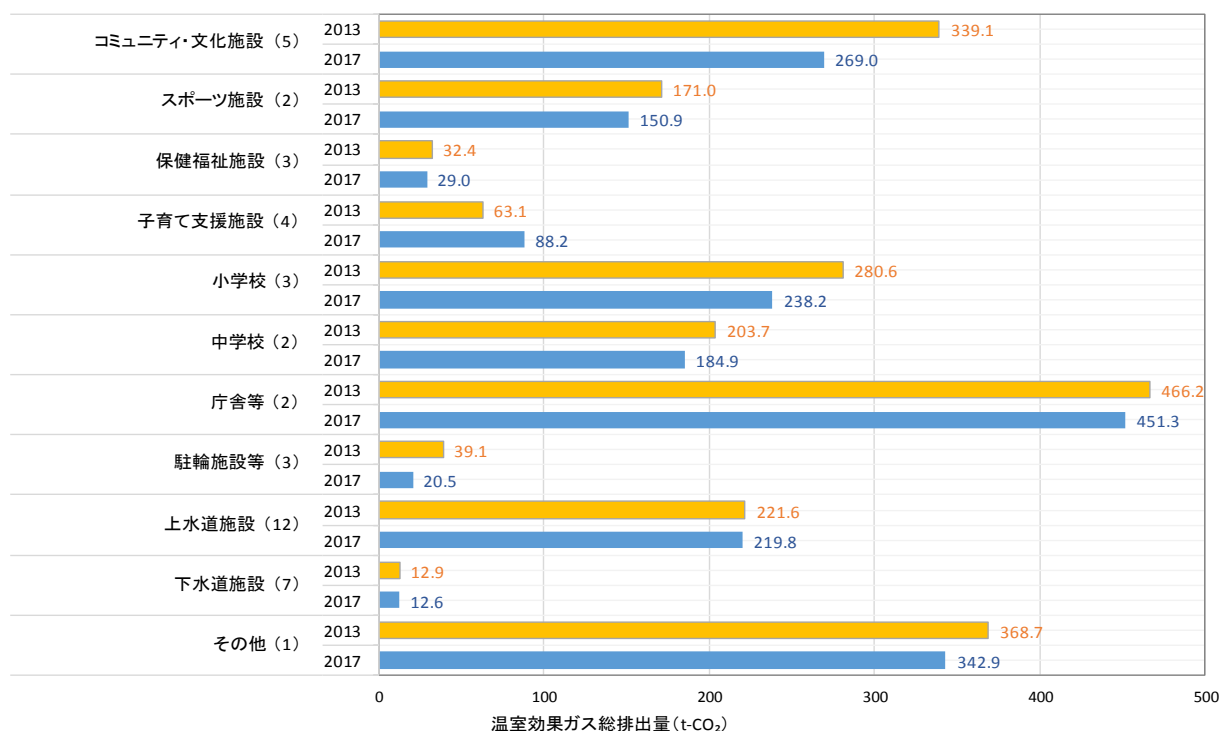
図4 CO₂排出量（エネルギー起源）とエネルギー（原油換算）使用量の推移

(4) 施設分類別排出量

2013年度（基準年度）及び2017年度について、施設分類別に温室効果ガス総排出量を比較すると「庁舎等」（2施設）からの排出量が最も多く、全体の約2割となっています。

次いで街路灯・地下道照明が属する「その他」（1施設）、「コミュニティ・文化施設」（5施設）の順となっています。

大半の分類群において、2017年度排出量は、2013年度排出量を下回っていますが、「子育て支援施設」（4施設）においては、25.1t-CO₂の増加（基準年度比39.7%増）となっています。これは世代交流いきいきプラザが2013年度以降に事業開始となったことが影響しています。



※ 図中()内の数値は、分類群に属する施設数を示しています。

図5 施設分類別温室効果ガス総排出量の比較

(5) 施設別排出量

2013年度（基準年度）及び2017年度について、施設別に温室効果ガス総排出量を比較すると、両年度とも排出量が最も多い施設は「街路灯・地下道照明灯」であり、次いで「役場」、「駅前コミュニティセンター」と続いています。4位以降は順位の変動がありますが、上位10施設にあげられている施設の変更はありません。

上位10施設の排出量を比較すると、2013年度に比べ2017年度の排出量は、152.0t-CO₂の減少（基準年度比8.5%減）となっています。

表8 施設別温室効果ガス総排出量の上位10施設

単位：t-CO₂

事務・事業	2013年度		事務・事業	2017年度	
	排出量	割合		排出量	割合
1位 街路灯・地下道照明灯	368.7	16.8%	1位 街路灯・地下道照明灯	342.9	17.1%
2位 役場	315.2	14.3%	2位 役場	282.0	14.0%
3位 駅前コミュニティセンター	258.1	11.7%	3位 駅前コミュニティセンター	224.5	11.2%
4位 総合体育館	166.6	7.6%	4位 学校給食センター	169.4	8.4%
5位 学校給食センター	151.0	6.9%	5位 総合体育館	144.5	7.2%
6位 大河原中学校	136.8	6.2%	6位 大河原中学校	123.2	6.1%
7位 大河原小学校	111.0	5.0%	7位 金ヶ瀬揚配水場	108.9	5.4%
8位 金ヶ瀬揚配水場	108.5	4.9%	8位 大河原小学校	89.0	4.4%
9位 大河原南小学校	99.6	4.5%	9位 大河原南小学校	80.1	4.0%
10位 金ヶ瀬小学校	70.0	3.2%	10位 金ヶ瀬小学校	69.0	3.4%
上記10施設計	1,785.5	81.2%	上記10施設計	1,633.5	81.4%
その他の施設計	413.1	18.8%	その他の施設計	373.8	18.6%
全施設合計	2,198.6	100%	全施設合計	2,007.3	100%

※1 表中の施設名称は、排出量の多い順に上位10施設を記載しています。

※2 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

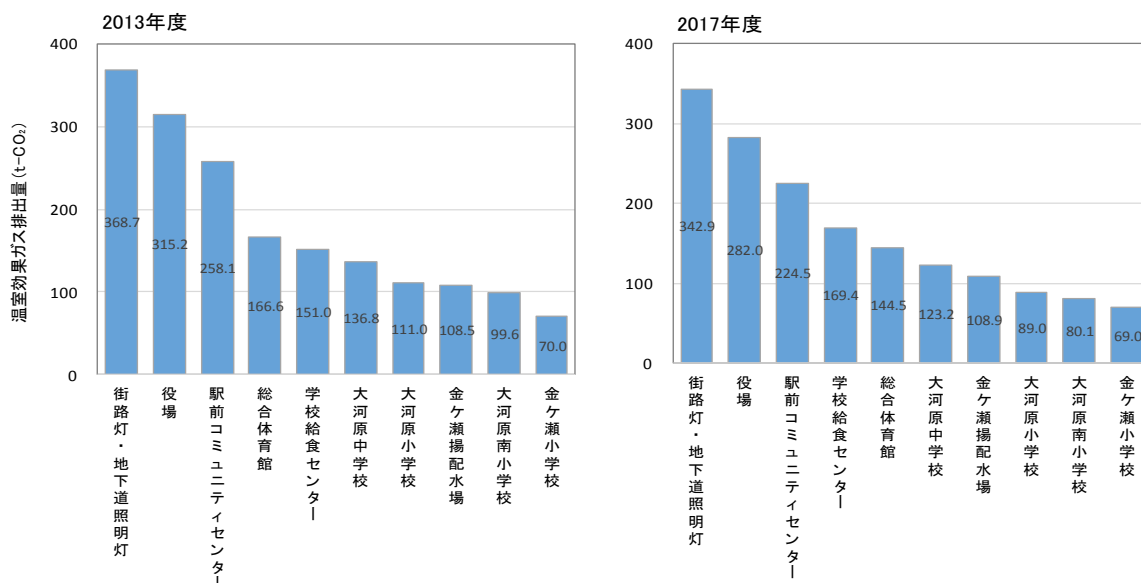


図6 施設別温室効果ガス総排出量の上位10施設

第3章 温室効果ガス総排出量の目標

3-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030年度において2013年度比26%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については、2013年度比約40%削減を掲げています。

本町における温室効果ガス総排出量の削減目標については、国の「業務その他部門」における削減目標に準じ、2030年度に2013年度比40%削減、目標排出量1,313t-CO₂を掲げます。

温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度 2030 年度）

基準年度（2013年度）比	40%削減
目標排出量	1,313 t-CO ₂

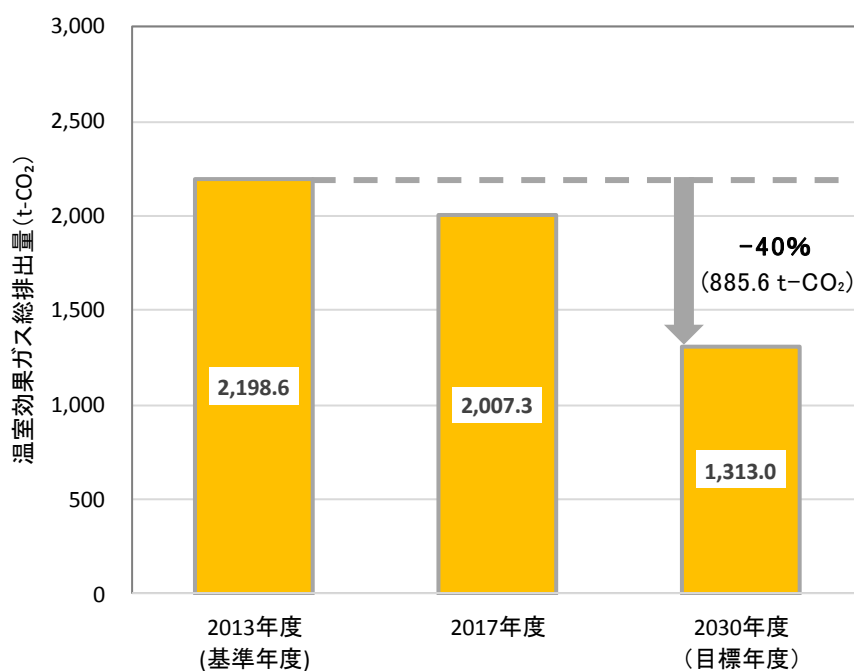


図7 温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度2030年度）

3-2 温室効果ガス総排出量の施設別目標

2030年度における削減目標の達成に向け、施設別に目標排出量を設定し、取組を推進していきます。

表9 施設別目標排出量（総排出量）

単位：t-CO₂

施設名	基準年度	2017年度 実績値	目標年度	2013年度比 増減率 (%)	2017年度比 増減率 (%)
	2013年度		2030年度		
	実績値		目標値		
民俗資料収蔵室	1.2	0.8	0.8	-34.0	-1.0
旧仙台地方検察庁大河原支部	-	0.3	0.3	-	-1.0
にぎわい交流施設	60.5	28.3	24.6	-59.3	-13.1
金ヶ瀬公民館	19.3	15.1	9.5	-50.8	-37.1
駅前コミュニティセンター	258.1	224.5	182.5	-29.3	-18.7
東部屋内運動場	4.4	6.4	3.0	-32.7	-53.8
総合体育館	166.6	144.5	73.5	-55.9	-49.2
福祉センター	18.3	18.6	11.5	-37.2	-38.0
保健センター	10.1	7.3	5.9	-41.8	-18.9
福祉作業所さくら	4.0	3.1	2.7	-32.0	-14.3
大河原町立桜保育所	38.3	30.2	30.2	-21.1	-0.1
大河原町立上谷児童館	10.4	9.4	7.8	-24.9	-16.9
大河原児童センター	12.2	10.6	8.8	-28.1	-17.2
世代交流いきいきプラザ	2.2	37.9	36.9	1584.7	-2.6
大河原小学校	111.0	89.0	70.7	-36.3	-20.5
金ヶ瀬小学校	70.1	69.0	58.4	-16.6	-15.4
大河原南小学校	99.6	80.1	66.0	-33.7	-17.6
大河原中学校	136.8	123.2	104.0	-24.0	-15.6
金ヶ瀬中学校	66.9	61.7	50.5	-24.5	-18.1
学校給食センター	151.1	169.4	179.4	18.7	5.9
役場	315.1	281.9	231.3	-26.6	-18.0
大河原駅自由通路	14.9	9.1	5.9	-60.5	-35.1
大河原駅前第1駐輪場	24.2	11.5	8.2	-65.9	-28.0
大河原駅前第2駐輪場					
金ヶ瀬揚配水場	108.5	108.9	107.2	-1.2	-1.6
角上加圧ポンプ場	0.9	0.8	0.8	-20.1	-1.0
小不沢ポンプ場	2.0	1.6	1.6	-21.1	-1.0
新寺加圧ポンプ場	1.8	1.2	1.2	-34.3	-1.0
小山田ポンプ場	9.6	11.5	10.8	12.4	-6.2
上川原取水場	62.3	55.7	51.8	-16.9	-7.1
大河原配水池・金ヶ瀬配水池	10.5	7.5	6.9	-34.4	-9.0
湯の沢ポンプ場	7.5	12.4	11.7	55.6	-5.8
神上加圧ポンプ場	4.0	4.0	3.9	-1.5	-1.0
南原前加圧ポンプ場	4.5	4.1	4.1	-9.1	-1.0
見城前加圧ポンプ場	6.1	5.4	5.3	-12.2	-1.0
稗田前配水池	3.9	6.7	6.6	67.9	-1.0
川根汚水中継マンホールポンプ場	-	0.2	0.2	-	-1.0
金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場	0.2	0.1	0.1	-19.3	-1.0
神山汚水中継マンホールポンプ場	-	0.1	0.1	-	-1.0
新古川汚水中継マンホールポンプ場	0.6	0.6	0.6	-3.5	-1.0
上谷前汚水中継マンホールポンプ場	0.5	0.6	0.6	21.0	-1.0
中島汚水中継ポンプ場	11.5	10.8	10.1	-12.4	-6.6
新上谷前汚水中継マンホールポンプ場	0.1	0.1	0.1	-5.4	-1.0
街路灯・地下道照明灯	368.7	342.9	299.0	-18.9	-12.8
施設別数値合計	2,198.6	2,007.3	1,695.2	-22.9	-15.5
電気排出係数の低減による削減量	-	-	▼382.3	-17.4	-19.0
2030年目標値	-	-	1,313.0	-40.3	-34.6

※1 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2 「世代交流いきいきプラザ」の2013年度比増加率が高いことには、2013年度時に施設が本格稼働していなかったことが影響しています。

参考 温室効果ガス総排出量の削減見込

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、照明のLED化や設備更新時の高効率機器への入替え等が大きな効果をもたらすことから、設備更新等の取組を中心に、削減目標の達成を目指します。

なお、計画期間内においては学校（教室）へのエアコンの導入、学校給食センター及び桜保育所の建て替えが予定されており、該当施設では温室効果ガス総排出量が増加する可能性があります。

表 10 温室効果ガス総排出量の削減見込

取組内容			削減見込量	
			t-CO ₂	%
2017年度における2013年度（基準年度）からの減少			191.3	8.7
設備更新（照明のLED化及び空調の高効率化等）による取組			278.1	12.7
内 訳	省エネ診断結果	金ヶ瀬公民館	5.5	0.3
		総合体育館	70.6	3.2
		上谷児童館	1.5	0.1
		大河原南小学校	13.6	0.6
		役場	41.9	1.9
	省エネ診断結果 の展開	照明のLED化	140.5	6.4
		空調の高効率化	4.5	0.2
運用改善等による取組			19.5	0.9
電気の排出係数の低減（大手電力会社の自主目標の達成） 電力のCO ₂ 排出係数を2030年度に0.37(kg-CO ₂ /kWh)まで低減			382.3	17.4
合 計			871.2	39.6

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

第4章 地球温暖化防止のための取組

4-1 目標達成に向けた取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するためには、具体的な取組を継続していくことが必要です。

本町では、目標達成に向けた具体的な取組方針として、短期で実行性のある取組を「TRY-1」、中期的な視野を必要とする取組を「TRY-2」、更に長期的な視野を必要とする取組を「TRY-3」として分類し、各項目についての取組を強化していきます。

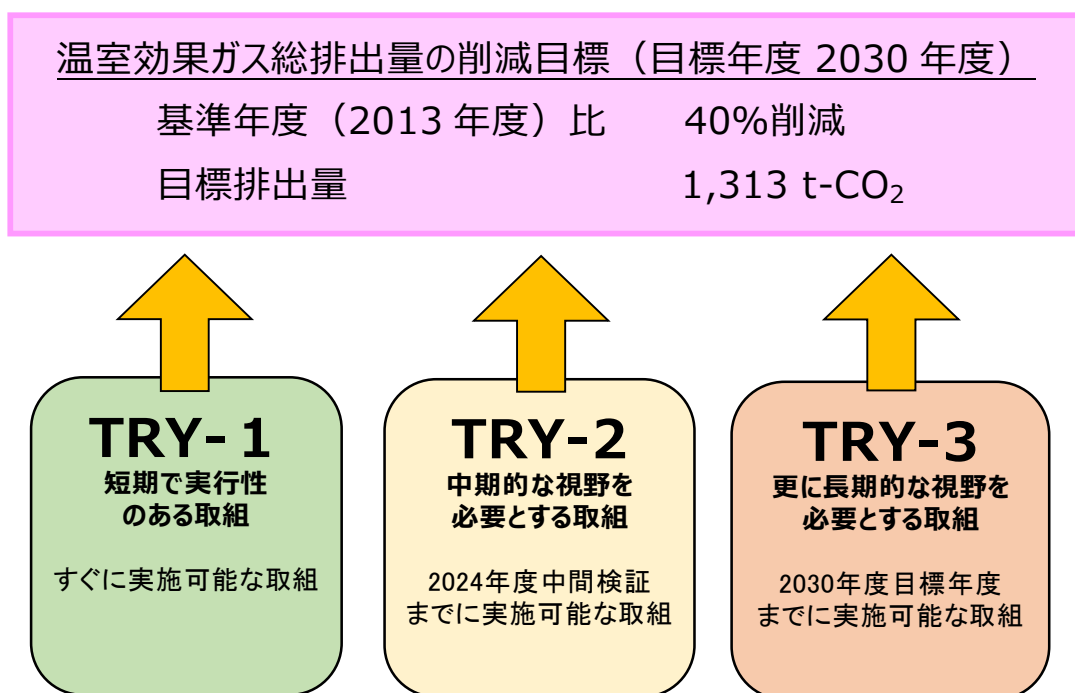


図8 目標達成に向けた取組の基本方針

4-2 目標達成に向けた取組内容

4-2-1 省エネルギー行動の実践

(1) 照明に関すること

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	作業をしていない場所の照明は消灯する。
	②	作業をしている場所を除いて、昼休みの全消灯を実施する。
	③	残業時の照明は、必要な場所のみ点灯する。
	④	可能な範囲で蛍光管の間引きを行う。
	⑤	照明スイッチには点灯場所を明示し、必要な場所のみ点灯できるようにする。
	⑥	屋外照明等は、適切な点灯時期・時間帯を設定する。

(2) 空調に関すること

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	外気温度が概ね20℃から27℃までの期間は、窓の開閉による自然換気で室温を調節する。
	②	空調の設定温度は、夏期の冷房は室温28℃、冬期の暖房は室温20℃に努める。
	③	クールビズ・ウォームビズの取組を推進し、冷暖房の使用を抑制する。
	④	空調使用時は窓を閉め、ブラインドやカーテンを利用し、熱の出入りを調節することで、空調負荷の低減を図る。
	⑤	空調の稼働は始業15分前から終業時間15分前までとする等、空調使用時間の短縮に努める。
	⑥	断続的に使用する部屋（会議室等）では、空調の稼働時間は入室時から退室時までには努める。
	⑦	空調のフィルターは、定期的に点検・清掃する。
TRY-2	⑧	窓外にルーバーや庇を設置し、熱の出入りを調節することで、空調負荷の低減を図る。

(3) OA機器・家電機器に関すること

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	OA機器（プリンター、コピー機等）は、省エネモードを活用する。
	②	OA機器（プリンター、コピー機等）は、夜間、休日は主電源を切る。
	③	PCは、電源管理（低電力モードの活用や外勤時の電源OFF）を徹底する。
	④	PCは、モニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。
	⑤	PCは、昼休みや1時間半以上の離席時は電源を切る。
	⑥	家電機器（テレビ、電気ポット、コーヒーマーカー等）は、使用していない場合はコンセントを抜き、電源を切ることが難しい場合は省エネモードを活用する。
	⑦	電気ポットは退勤時間の30分前に電源を切る等、使用時間の短縮に努める。
	⑧	冷蔵庫は、設定温度を夏は「中」、冬は「弱」に設定する。
	⑨	スイッチ付き電源タップを活用し、待機電力消費を防止する。
TRY-2	⑩	家電機器（テレビ、電気ポット、コーヒーマーカー、冷蔵庫等）は、台数を整理し、必要最低限の使用数にとどめる。
	⑪	電気ポットは、更新時に保温効果の高いVE電気まほうびん等への切り替えを推進する。

(4) 公用車に関すること

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	公用車は、低公害車、低燃費車を優先的に使用する。
	②	近距離の移動は、徒歩又は自転車等を使用する。
	③	エコドライブ1：急な発進、加速、減速を抑制する。
	④	エコドライブ2：エアコンは適切な温度調整を心掛ける。
	⑤	エコドライブ3：アイドリングストップ（待ち合わせや荷物の積み下ろし等による駐停車時）に努める。
	⑥	エコドライブ4：定期的（出発前、燃料給油時等）なタイヤ空気圧の確認に努める。
	⑦	エコドライブ5：不用なものは積載しない。

(5) その他の省エネルギー行動に関すること

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	エレベーターの利用は控え、階段の利用を心がける。
	②	残業抑制を徹底し、時間外勤務の削減に努める。
	③	ノー残業デーを設定し、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。
	④	温水洗浄便座は、省エネモードを活用する。
	⑤	温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉めておく。
	⑥	給湯器や湯沸かし器等は、季節に合わせて設定温度を調節する。
	⑦	湯（飲み物用）を沸かす際は、給湯器や湯沸かし器のお湯を利用し、必要最低限の量にする。
	⑧	省エネルギーに対する意識啓発に繋がる掲示（節電を呼び掛けるポスター等）を要所に張り、省エネルギー行動を促進する。
	⑨	職員等に対して省エネルギー行動に関する指導や研修を行い、組織ぐるみで省エネルギーに対する意識向上を図る。

4-2-2 省資源行動の推進

(1) 用紙使用量の削減

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	文書や資料等の印刷は、片面での利用が不可避な場合を除き、両面印刷・コピーを徹底する。
	②	PCのプレビュー画面を活用し、印刷ミスの低減に努める。
	③	可能な範囲で用紙サイズ（A4）を統一し、使用用紙の合理化を図る。
	④	紙類の購入量と消費量を把握し、適正な管理に努める。
	⑤	回覧、掲示板を活用し、用紙使用量の削減に努める。
	⑥	事務連絡等は電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進する。
	⑦	裏紙での利用が不可な場合を除き、使用可能な裏紙の利用を推進する。
TRY-2	⑧	事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等）を簡素化し、用紙使用量の削減に努める。
	⑨	文書や資料等はそれぞれが保有することを控え、共有化（ファイリングシステム）を推進する。

(2) 水道使用量の削減

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	日常的（手洗い時、トイレ使用时、洗い物等）な節水を励行する。
	②	施設利用者に対する節水の呼び掛けを推進する。
	③	水道の使用後は、蛇口を確実に締め、漏水の防止を徹底する。
	④	定期的な水漏れの点検を実施する。

4-2-3 公共施設の低炭素化

(1) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	省エネタイプの自動販売機を採用する。
TRY-2	②	トイレ、更衣室、倉庫等の消し忘れが多い場所への人感センサー付き照明の導入を推進する。
	③	照明設備は、更新時に高効率照明（LED照明、ナトリウム灯等）への切り替えを推進する。
	④	空調設備は、更新時に高効率型への切り替えを推進する。
	⑤	給湯設備は、更新時に高効率型への切り替えを推進する。
	⑥	公用車の更新又は新規購入に当たっては、ハイブリッド車等の次世代自動車の導入を推進する。
TRY-3	⑦	熱源機や給湯器等の温水配管の断熱強化を推進する。
	⑧	空調負荷低減のため、効果の見込める箇所への高性能断熱サッシや高断熱ガラスの導入を推進する。
	⑨	洗面所やトイレの自動水栓への切り替えを推進する。
	⑩	節水型の便器や待機電力を削減する省エネ型の温水洗浄便座への更新を推進する。
	⑪	デマンド監視制御装置の導入を推進する。
	⑫	施設の新設や大規模改修時は、トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り、窓及び照明器具の配置を工夫する。
	⑬	施設の新設や大規模改修時又は設備更新の際は、高効率型のポンプ、ボイラー、変圧器等の導入を推進する。
	⑭	施設の新設や大規模改修時又は設備更新の際は、複層ガラス等の導入を推進し、施設の断熱化に努める。
	⑮	施設の新設や大規模改修時又は設備更新の際は、太陽光等、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(2) 施設の運用改善

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	エネルギー消費の「見える化」により省エネ対策を評価する。
	②	空調、ポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、省エネルギー化に向けた改善を推進する。
	③	熱源機器（ボイラー、冷温水発生機等）等、各種機器の効率低下を抑えるため、日常、月例、年次等による清掃・保守点検を実施し、適正な管理を行う。
	④	照明器具の定期的な保守及び点検を実施する。
	⑤	空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。
	⑥	給湯温度を衛生上可能な範囲で低く調整し、エネルギー消費量や配管の熱損失を削減する。
	⑦	電気設備は季節、稼働状況等に合わせて、こまめに管理・制御する。
	⑧	電気、燃料等使用量について、帳票（月報、年報）による管理を実施する。

4-2-4 循環型社会の推進

(1) グリーン購入法適用商品等の推進

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境配慮物品の購入を推進する。
	②	リサイクル製品やリサイクル可能な製品の購入を推進する。
	③	コピー（PPC）用紙は、グリーン購入法適用品の購入を推進する。
	④	再生紙を使用したトイレトペーパーの購入を推進する。

(2) 廃棄物の削減、リサイクルの推進

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	3R運動の啓発を通じて、リデュース（削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進する。
	②	ごみ仕分けボックス等の設置により、分別やリサイクル回収を徹底する。
	③	プラスチックの正しい廃棄法を啓発し、廃プラスチックの焼却量減を推進する。
	④	シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄のみに限定する。
	⑤	マイバック、マイボトル、マイ箸等の利用を推進し、ごみの減量化を図る。
	⑥	消耗品は必要最小限の使用に努める。
	⑦	使い捨て製品（ペーパータオル、紙コップ等）の使用は極力控える。
	⑧	事務用品等は、可能な限り再利用、長期使用に努める。
	⑨	不要になった消耗品や備品等は、その存在を各課へ周知し、リユース（再使用）を促進する。

(3) イベント等における環境配慮

取組段階	No.	内 容
TRY-1	①	イベント会場への来場は、公共交通機関の利用を呼びかける。
	②	イベントの配布物や販売物は、過剰な包装を控え、ごみの減量化に努める。
	③	マイバックの利用を呼びかける。
	④	イベントで発生したごみは分別を徹底し、再資源化に努める。

4-3 省エネ設備等導入手法の検討

目標達成に向けた取組を推進するにあたっては、補助事業や制度等を活用した導入手法を検討し、積極的に活用することとします。

(1) 国の補助事業の活用

温室効果ガス総排出量の削減対策として、設備の高効率化（省エネ設備の導入）を進めるにあたり、積極的に国の補助事業等の活用を検討します。

表 11 地球温暖化対策関連の国の補助事業（2019年度予算案）

事業名	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）	設備の高効率化改修支援事業
執行機関	環境省	環境省
内容	事務事業編に基づく省エネ設備導入支援	設備の高効率化改修による省CO2促進事業
申請要件	・地方公共団体、地方公共団体の組合 ・民間企業（上記と共同申請する場合）	地方公共団体、民間事業者等
補助率	工事費の1/2～2/3 財政力指数による	<地方公共団体> 政令指定都市未満の市町村 2/3 都道府県、政令指定都市及び特別区 1/2 <民間事業者> 資本金1,000万円未満 2/3 資本金1,000万円以上 1/2 <上記以外> 1/2
上限	定額	定額
備考	先進的・モデル的な取組であること 環境省L2-Techリストより施設ごとに2区分以上の省エネ設備を含むこと	設備の効率低下の原因となっている部品・部材の交換により、エネルギー効率を導入当社と同等以上まで改善すること 部品・部材を付加することで、エネルギー効率を初期状態以上に改善すること 現在稼働中の設備改修であること

※ L2-Tech（エルツーテック）とは、先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbonTechnology）のことです。
L2-Tech リストとは先導的な低炭素技術を用いた製品として、環境省が認証し、リスト化したものです。
（例：ガスヒートポンプエアコン、燃料電池等）

事業名	CO2削減ポテンシャル診断推進事業	
執行機関	環境省	
内容	CO2削減ポテンシャル診断費用への補助	CO2削減ポテンシャル診断に基づいた低炭素機器導入に対する補助
申請要件	地方公共団体、民間団体等	診断を受診し、CO2削減効果を担保される必要がある
補助率	定額	対象経費の1/3（中小企業は1/2）
上限	エネルギー計測の範囲と種類により 90万～110万円	2,000万円（設備導入）
備考	年間CO ₂ 排出量が50t以上3,000t未満であること	年間CO ₂ 排出量を基準年度比20%以上（中小企業は10%以上）削減できること 費用対効果が10万円以下であること LED照明器具は対象外

(2) ESCO 事業の導入検討

ESCO 事業とは、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業であり、省エネ診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達等に至る全てを ESCO 事業者が一貫して行うことにより、省エネルギー効果をより確実なものとするのが可能となります。

契約形態としては、ギャランティード・セイビングス契約（以下、「ギャランティード型」という。）と、シェアード・セイビングス契約（以下、「シェアード型」という。）が一般的であり、これらの特徴を理解した上で積極的に ESCO 事業の導入の可能性を検討します。

表 12 ESCO 事業の契約形態

方 式	ギャランティード型【自己資金型】	シェアード型【民間資金型】
概 要	省エネルギー改修費用を町が負担し、エネルギー削減費用から償還する方式	省エネルギー改修費用をESCO事業者が負担し、エネルギー削減費用から償還する方式
サービス期間	3年～5年	一般的な投資回収期間である15年以内
資 金	町は当初改修に要する費用を用意する必要がある（一般的に総支払額はシェアード型より少ない）	町は初期投資として自己資金を用意する必要はない（契約期間中毎年支払うことになるサービス料について債務負担行為が必要）
補助金の適用※	自治体単独申請（ESCO事業者と共同申請できない補助事業もある）	自治体とESCO事業者共同実施として申請できる
特徴及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場合、予算措置が必要なため更新設備を特定して行う。なお、運用面の制約が大きい施設はギャランティード型となる ・設備の所有権は自治体にある。 ※資産管理が容易で、金利負担の軽減もできる ・予算が限られている（効果が大きい対策であっても予算を上回るものは提案しにくい） ・設備故障等のリスクは町が負うため、先進技術提案は採用が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の可否を判断するため、事業収支の試算が必要となる ・設備の所有権はESCO事業者にある ※ESCO事業者管理の元、先進技術の導入が期待できる ・光熱水費の見込み総額が省エネルギー化のための総費用を下回った施設の場合、事業化の可能性が低い

※ 補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）（環境省）のうち、事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業（第2号事業）を想定しています。

第5章 進行管理

5-1 推進体制

本計画は、本町の全ての行政組織が行う事務事業を対象としていることから、全庁的な推進体制を構築することが不可欠です。

計画の推進にあたっては、管理・推進・実行の体制を明確化し、計画の進行管理・計画・目標の見直しの決定（管理）、推進状況の取りまとめ・公表（推進）や取組の実行（実行）を行う体制とします。

また、省エネ設備改修等に係る計画は、技術動向や財政状況等を勘案し、適宜、見直しを図っていきます。

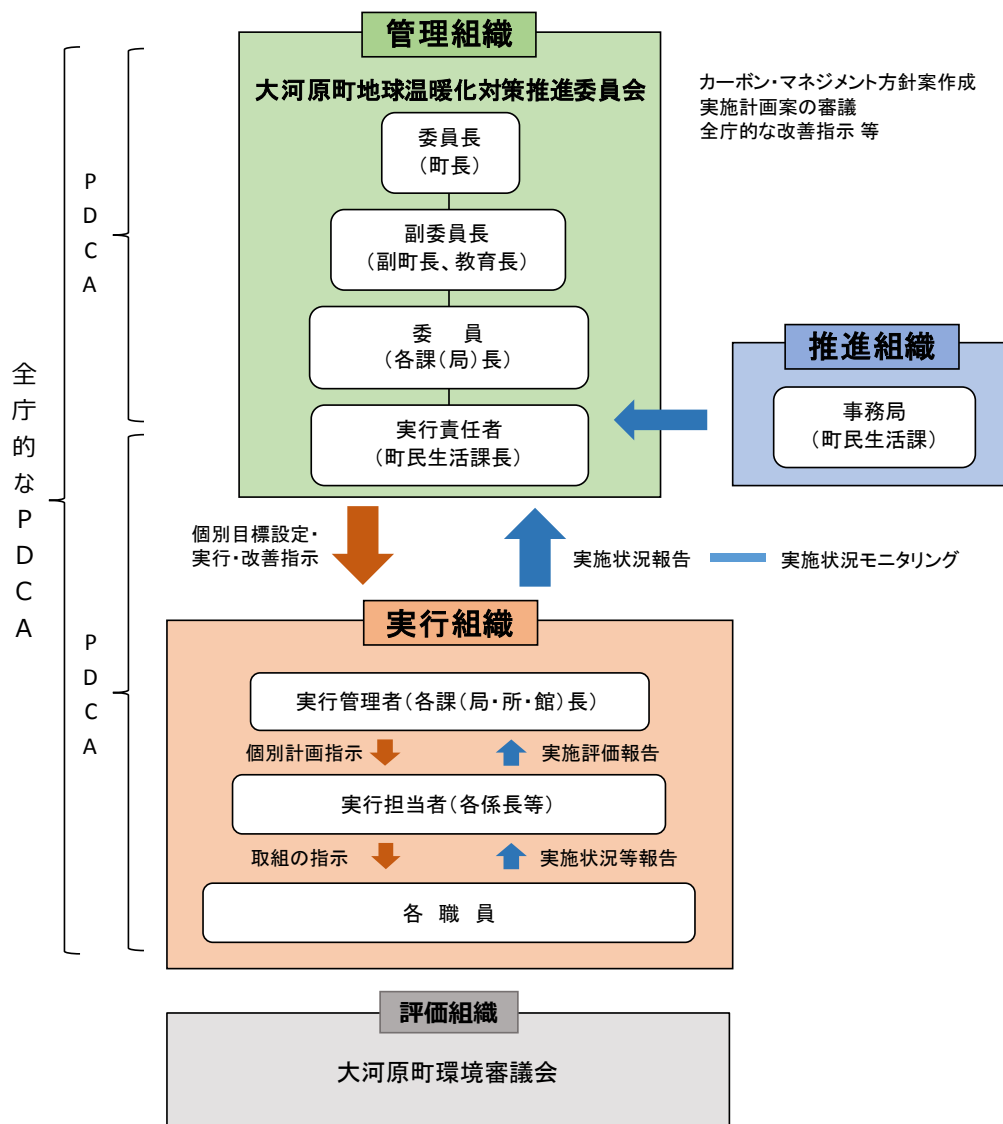


図9 計画の推進体制

5-2 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画で定められた取組を着実に実施し、継続的な改善を図っていくためPDCAサイクルによる進行管理を行います。

PDCAサイクルは、実行計画（事務事業編）の策定・見直しを見据えたPDCA、実行計画で定めた削減目標を達成するためのより詳細な実施計画に基づくPDCAの多層的運用を推進します。

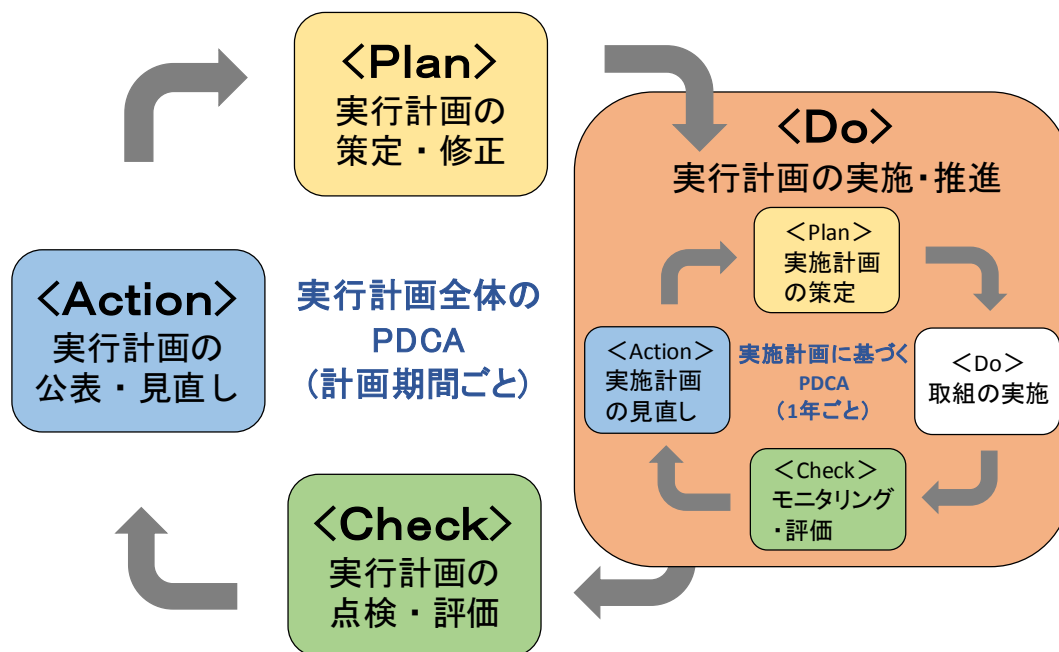


図 10 多層的PDCAサイクルによる進行管理

(2) 進行管理の実施フロー

実行計画の進行管理にあたり、まずは大河原町地球温暖化対策推進委員会（以下、「委員会」という。）と実行責任者・事務局がカーボン・マネジメントの方針を協議します。

次いで、実行責任者・事務局及び実行管理者の協議により、温室効果ガス総排出量の目標を検討し、委員会で審議ののち委員長が決定します。

実行責任者・事務局、実行管理者は、決定された温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため実施計画を策定し、全職員へ周知します。

実行担当者及び各職員は、実施計画に基づく取組を実施し、実行担当者は月ごとの取組状況、エネルギー消費状況を記録し、半期ごとに事務局に報告します。

実行責任者・事務局は1年ごとに取組状況のモニタリング・評価を行うとともに、実行管理者にフィードバックし、実行管理者は取組が不十分な場合は改善指示を出します。

委員会は年次評価を行うとともに、実施状況及び改善策を協議し、必要に応じてカーボン・マネジメント方針の改定、改善指示を行います。

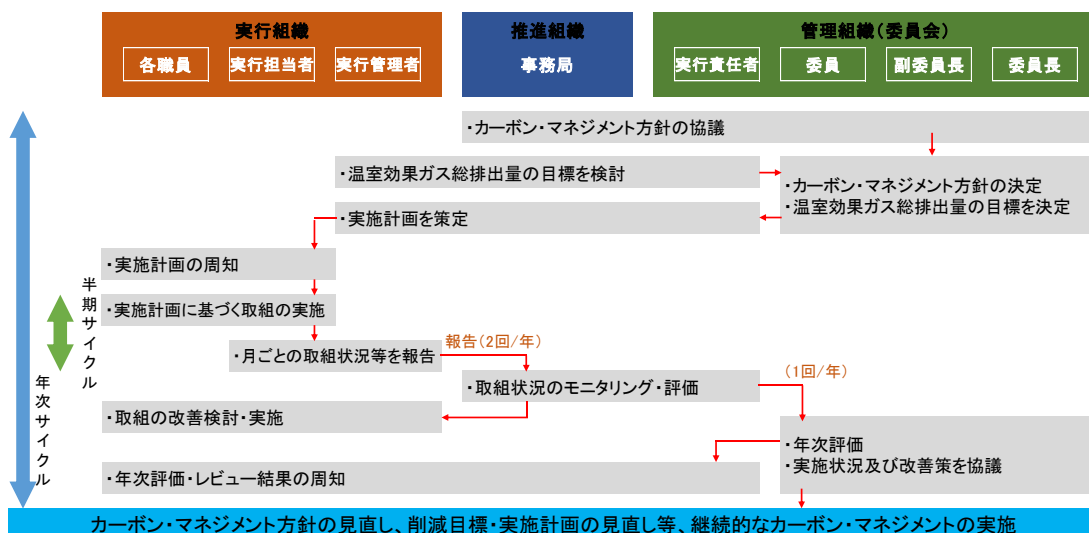


図 11 進行管理の実施フロー

(3) 実施状況の公表

本計画の実施状況は、温室効果ガス総排出量の実績値や基準年度比減少率等を年 1 回、本町のホームページ等を通して公表することとします。

資料編

- 資料 1 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数
- 資料 2 計画対象施設
- 資料 3 施設別活動量

資料 1 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

活動区分	単位発熱量		炭素排出係数		CO ₂ 排出係数	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の燃焼に伴う排出						
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	2.58	kg-CO ₂ /L
A 重油	39.1	MJ/L	0.0189	kg-C/MJ	2.71	kg-CO ₂ /L
液化天然ガス (LPG)	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.00	kg-CO ₂ /kg
他人から供給された電気の使用に伴う排出	—		平成 25 年度		0.591	kg-CO ₂ /kWh
			平成 26 年度		0.571	
			平成 27 年度		0.556	
			平成 28 年度		0.545	
			平成 29 年度		0.521	
			平成 42 年度		0.37	

※1 燃料の使用に伴う排出係数は、環境省資料「温対法施行令第3条（平成22年3月3日一部改正）に基づく排出係数一覧」より引用しています。

※2 CO₂ 排出係数は、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12により算出し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数3桁にて表示しています。）

※3 電気の使用に伴う排出係数は、環境省資料「電気事業者毎の排出係数一覧<平成28年度実績（H29.12.22告示）追加>」における東北電力株式会社の各年度の実排出係数を引用しています。

(2) メタン (CH₄)

活動区分	単位	排出係数
自動車の走行		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	kg-CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とするバス	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000011
ガソリンを燃料とする特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	kg-CH ₄ /km	0.000020
軽油を燃料とするバス	kg-CH ₄ /km	0.000017
軽油を燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
軽油を燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000076
軽油を燃料とする特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000013

※1 温対法施行令第3条第2項

※2 表中の網かけされた項目は、対象車の使用がなかったため今回の温室効果ガス排出量算定には用いていません。

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

活動区分	単位	排出係数
自動車の走行		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	kg-N ₂ O/km	0.000029
ガソリンを燃料とするバス	kg-N ₂ O/km	0.000041
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-N ₂ O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000039
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000026
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする特殊用途車	kg-N ₂ O/km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員10名以下）	kg-N ₂ O/km	0.000007
軽油を燃料とするバス	kg-N ₂ O/km	0.000025
軽油を燃料とする普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000014
軽油を燃料とする小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000009
軽油を燃料とする特殊用途車	kg-N ₂ O/km	0.000025

※1 温対法施行令第3条第3項

※2 表中の網かけされた項目は、対象車の使用がなかったため今回の温室効果ガス排出量算定には用いていません。

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

活動区分	単位	排出係数
自動車用エアコンディショナー使用時の排出	kg-HFC/台・年	0.010

※ 温対法施行令第3条第4項

資料2 計画対象施設

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	指定 管理
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	—
		旧仙台地方検察庁大河原支部		—
		にぎわい交流施設		—
		金ヶ瀬公民館		—
	駅前コミュニティセンター	地域整備課	○	
	スポーツ施設	東部屋内運動場	生涯学習課	—
総合体育館	○			
医療保健福祉・ 子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	—
		福祉作業所さくら		○
		保健センター	健康推進課	—
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	—
		上谷児童館		—
		大河原児童センター		—
世代交流いきいきプラザ		—		
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	—
		金ヶ瀬小学校		—
		大河原南小学校		—
	中学校	大河原中学校		—
		金ヶ瀬中学校		—
		学校給食センター		—
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	—
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	—
		大河原駅前第1駐輪場		—
		大河原駅前第2駐輪場		—
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	—
		角上加圧ポンプ場		—
		小不沢ポンプ場		—
		新寺加圧ポンプ場		—
		小山田ポンプ場		—
		上川原取水場		—
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		—
		湯の沢ポンプ場		—
		神上加圧ポンプ場		—
		南原前加圧ポンプ場		—
		見城前加圧ポンプ場		—
		稗田前配水池		—
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場	—	
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場	—	
		神山汚水中継マンホールポンプ場	—	
		新古川汚水中継マンホールポンプ場	—	
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場	—	
		中島汚水中継マンホールポンプ場	—	
		新上谷前汚水中継マンホールポンプ場	—	
その他	その他	街路灯・地下道照明灯	総務課・地域整備課	—

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

資料3 施設別活動量

(1) 施設に係る活動量

①2013年度：基準年度

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	ガソリン (公用車以外)	灯油	軽油 (公用車以外)	A重油	液化石油ガス (LPG)	東北電力
				使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (kg)	使用量 (kWh)
社会施設	コミュニティ・文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	-	-	-	-	-	2,083.0
		旧仙台地方検察庁大河原支部		-	-	-	-	1.0	
		にぎわい交流施設		-	191.9	-	-	90.2	101,163.0
		金ヶ瀬公民館		-	1,813.6	-	-	140.2	23,642.0
	駅前コミュニティセンター	地域整備課	-	-	-	25,747.0	-	318,614.7	
	スポーツ施設	東部屋内運動場	生涯学習課	-	-	-	-	7.6	7,398.0
総合体育館		-		2,970.0	-	-	-	269,406.0	
医療保健福祉・子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	-	1,001.0	-	-	61.1	26,501.0
		福祉作業所さくら	-	541.0	-	-	63.5	4,106.0	
		保健センター	健康推進課	-	891.9	-	-	127.1	12,697.0
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	-	-	-	-	1,938.6	54,129.0
		上谷児童館		-	208.0	-	-	65.3	15,405.0
		大河原児童センター		-	90.0	-	-	80.3	19,092.0
	世代交流いきいきプラザ	-	-	-	-	-	3,708.0		
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	-	9,632.0	-	-	33.4	147,113.0
		金ヶ瀬小学校		53.3	5,642.7	-	-	19.2	94,451.0
		大河原南小学校		80.0	188.0	-	-	54.1	167,077.0
	中学校	大河原中学校		58.0	710.9	-	-	134.3	227,558.0
		金ヶ瀬中学校		135.7	177.0	20.0	-	55.7	111,559.0
行政施設	庁舎等	学校給食センター	企画財政課	-	40,474.0	-	-	1,360.7	78,185.0
		役場		329.7	-	-	19,700.0	1,529.3	360,884.0
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	-	-	-	-	-	25,272.0
		大河原駅前第1駐輪場 大河原駅前第2駐輪場		280.0	-	-	-	-	39,857.0
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	-	-	-	-	-	183,504.0
		角上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	1,596.0
		小不沢ポンプ場		-	-	-	-	-	3,410.0
		新寺加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	3,086.0
		小山田ポンプ場		-	-	-	-	-	16,273.0
		上川原取水場		-	-	-	-	-	105,469.0
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		-	-	-	-	-	17,688.0
		湯の沢ポンプ場		-	-	-	-	-	12,709.0
		神上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	6,728.0
		南原前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,633.0
	見城前加圧ポンプ場	-		-	-	-	-	10,246.0	
	稗田前配水池	-		-	-	-	-	6,643.0	
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	-
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	254.0
		神山汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	-
		新古川汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	973.0
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	854.0
		中島汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	19,468.0
新上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	249.0		
その他		街路灯・地下道照明灯	総務課・地域整備課	-	-	-	-	-	623,866.6
合計				936.7	64,532.0	20.0	45,447.0	5,760.6	3,130,551.3

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

②2014年度

施設	施設	施設名	管理課	ガソリン (公用車以外)	灯油	軽油 (公用車以外)	A重油	液化石油ガス (LPG)	東北電力
大分類名	中分類名			使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (kg)	使用量 (kWh)
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	-	-	-	-	-	2,290.0
		旧仙台地方検察庁大河原支部		-	-	-	-	-	4.0
		にぎわい交流施設		-	188.0	-	-	87.6	94,830.0
		金ヶ瀬公民館		-	2,154.0	-	-	104.8	22,658.0
	スポーツ施設	駅前コミュニティセンター	地域整備課	-	-	-	26,012.0	-	300,019.4
		東部屋内運動場 総合体育館	生涯学習課	-	-	-	-	5.2	7,187.0
医療保健福祉・ 子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	-	1,142.0	-	-	46.1	23,467.0
		福祉作業所さくら		-	396.0	-	-	63.3	4,092.0
		保健センター	健康推進課	-	852.0	-	-	129.7	7,187.0
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	-	36.0	-	-	1,841.3	50,432.0
		上谷児童館		-	195.0	-	-	68.6	16,004.0
		大河原児童センター		-	158.1	-	-	53.1	17,044.0
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	-	9,575.0	-	-	29.3	131,602.0
		金ヶ瀬小学校		47.9	5,183.9	-	-	24.5	93,322.0
		大河原南小学校		80.0	225.0	-	-	64.4	148,366.0
	中学校	大河原中学校		114.5	1,265.8	-	-	171.0	203,483.0
		金ヶ瀬中学校		98.7	116.0	-	-	62.4	106,081.0
		学校給食センター		-	36,325.0	-	-	1,040.6	94,393.0
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	35.0	-	160.0	21,900.0	1,546.9	338,171.0
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	-	-	-	-	-	21,979.0
		大河原駅前第1駐輪場		298.0	-	-	-	-	36,321.0
		大河原駅前第2駐輪場			-	-	-	-	-
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	-	-	-	-	-	175,437.0
		角上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	1,631.0
		小不沢ポンプ場		-	-	-	-	-	3,381.0
		新寺加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	2,928.0
		小山田ポンプ場		-	-	-	-	-	16,617.0
		上川原取水場		-	-	-	-	-	104,396.0
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		-	-	-	-	-	15,133.0
		湯の沢ポンプ場		-	-	-	-	-	14,257.0
		神上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,081.0
		南原前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,649.0
		見城前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	9,668.0
		稗田前配水池		-	-	-	-	-	7,824.0
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	70.0
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	244.0
		神山汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	0.0
		新古川汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	973.0
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	860.0
		中島汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	18,684.0
		新上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	255.0
その他	その他	街路灯・地下道照明灯	総務課・地域整備課	-	-	-	-	-	642,292.8
合計				674.1	60,722.7	160.0	47,912.0	5,338.8	3,083,836.2

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

③2015年度

施設	施設	施設名	管理課	ガソリン (公用車以外)	灯油	軽油 (公用車以外)	A重油	液化石油ガス (LPG)	東北電力
				使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (kg)	使用量 (kWh)
社会施設	コミュニティ・文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	-	-	-	-	-	2,006.0
		旧仙台地方検察庁大河原支部		-	-	-	-	13.0	
		にぎわい交流施設		-	112.0	-	-	86.5	94,608.0
		金ヶ瀬公民館		-	1,520.0	-	-	84.7	22,722.0
	スポーツ施設	駅前コミュニティセンター	地域整備課	-	-	-	25,972.0	-	291,158.7
		東部屋内運動場	生涯学習課	-	-	-	-	5.7	9,551.0
総合体育館	-	4,728.0		-	-	-	276,408.0		
医療保健福祉・子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	-	1,003.0	-	-	35.2	24,998.0
		福祉作業所さくら		-	198.0	-	-	69.9	3,909.0
		保健センター		-	420.0	-	-	106.3	9,867.0
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	-	72.0	-	-	1,591.7	48,089.0
		上谷児童館		-	140.0	-	-	44.1	19,940.0
		大河原児童センター		-	98.0	-	-	60.9	14,942.0
	世代交流いきいきプラザ		-	18.0	-	-	-	58,826.0	
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	-	8,823.0	-	-	25.3	127,108.0
		金ヶ瀬小学校		10.3	4,233.6	-	-	25.8	105,012.0
		大河原南小学校		38.0	273.0	-	-	44.5	155,061.0
	中学校	大河原中学校		43.0	1,355.4	-	-	152.0	198,792.0
		金ヶ瀬中学校		50.0	162.0	-	-	57.0	122,816.0
		学校給食センター		-	44,407.0	-	-	867.9	97,168.0
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	63.6	-	-	17,250.0	1,392.6	318,723.0
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	-	-	-	-	-	18,314.0
		大河原駅前第1駐輪場		250.0	-	-	-	-	30,131.0
		大河原駅前第2駐輪場							
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	-	-	-	-	-	180,504.0
		角上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	1,385.0
		小不沢ポンプ場		-	-	-	-	-	3,144.0
		新寺加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	2,385.0
		小山田ポンプ場		-	-	-	-	-	19,732.0
		上川原取水場		-	-	-	-	-	107,424.0
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		-	-	-	-	-	15,168.0
		湯の沢ポンプ場		-	-	-	-	-	13,263.0
		神上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,211.0
		南原前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,635.0
		見城前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	10,577.0
		稗田前配水池		-	-	-	-	-	4,609.0
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	255.0	
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	265.0	
		神山汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	2.0	
		新古川汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	999.0	
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	910.0	
		中島汚水中継ポンプ場	-	-	-	-	-	18,975.0	
		新上谷前汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	274.0	
		その他	街路灯・地下道照明灯	総務課・地域整備課	-	-	-	-	-
合計				454.9	67,563.0	-	43,222.0	4,650.1	3,089,835.3

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

④2016年度

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	ガソリン (公用車以外)	灯油	軽油 (公用車以外)	A重油	液化石油ガス (LPG)	東北電力
				使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (kg)	使用量 (kWh)
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	-	36.0	-	-	-	1,289.0
		旧仙台地方検察庁大河原支部		-	-	-	-	44.0	
		にぎわい交流施設		-	206.0	-	-	60.0	97,033.0
		金ヶ瀬公民館	-	1,481.0	-	-	89.1	16,504.0	
	スポーツ施設	駅前コミュニティセンター	地域整備課	-	-	-	35,769.0	-	301,511.1
		東部屋内運動場	生涯学習課	-	-	-	-	-	8.7
総合体育館	-	3,840.0		-	-	-	-	255,201.0	
医療保健福祉・ 子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	-	1,156.0	-	-	39.7	25,863.0
		福祉作業所さくら		-	332.1	-	-	77.1	4,315.0
		保健センター	健康推進課	-	640.0	-	-	117.7	11,337.0
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	-	36.0	-	-	1,513.3	48,201.0
		上谷児童館		-	267.0	-	-	37.6	15,524.0
		大河原児童センター		-	156.0	-	-	66.8	16,427.0
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	-	9,704.0	-	-	24.9	119,247.0
		金ヶ瀬小学校		35.1	6,266.4	-	-	17.5	97,488.0
		大河原南小学校		80.0	460.0	-	-	36.5	139,840.0
	中学校	大河原中学校		43.2	1,975.4	-	-	126.0	216,460.0
		金ヶ瀬中学校		78.8	422.0	-	-	50.2	107,828.0
		世代交流いきいきプラザ		-	46.2	-	-	-	68,234.0
行政施設	庁舎等	学校給食センター	企画財政課	-	44,415.0	-	-	905.2	103,912.0
		役場		46.2	-	-	19,450.0	1,257.2	313,859.0
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	-	-	-	-	-	18,198.0
		大河原駅前第1駐輪場		100.0	-	-	-	-	18,859.0
大河原駅前第2駐輪場		-			-	-	-	-	
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	-	-	-	-	-	171,634.0
		角上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	1,498.0
		小不沢ポンプ場		-	-	-	-	-	3,191.0
		新寺加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	2,561.0
		小山田ポンプ場		-	-	-	-	-	20,598.0
		上川原取水場		-	-	-	-	-	93,078.0
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		-	-	-	-	-	13,709.0
		湯の沢ポンプ場		-	-	-	-	-	15,299.0
		神上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,103.0
		南原前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,783.0
		見城前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	10,226.0
	禰田前配水池	-		-	-	-	-	8,515.0	
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	366.0
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	240.0
		神山汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	270.0
		新古川汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	1,002.0
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	956.0
		中島汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	27,953.0
		新上谷前汚水中継マンホールポンプ場		-	-	-	-	-	273.0
街路灯・地下道照明灯		総務課・地域整備課	-	-	-	-	-	657,296.5	
合計				383.3	71,439.1	-	55,219.0	4,427.5	3,051,260.6

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

⑤2017年度

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	ガソリン (公用重以外)	灯油	軽油 (公用重以外)	A重油	液化石油ガス (LPG)	東北電力
				使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (L)	使用量 (kg)	使用量 (kWh)
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	民俗資料収蔵室	生涯学習課	-	54.0	-	-	-	1,316.0
		旧仙台地方検察庁大河原支部		-	-	-	-	517.0	
		にぎわい交流施設		-	106.0	-	-	26.6	52,791.0
		金ヶ瀬公民館		-	2,197.0	-	-	82.3	17,372.0
	スポーツ施設	駅前コミュニティセンター	地域整備課	-	-	-	27,816.0	-	286,234.2
		東部屋内運動場 総合体育館	生涯学習課	-	-	-	-	-	5.9
医療保健福祉・ 子育て支援施設	保健福祉施設	福祉センター	福祉課	-	1,534.0	-	-	74.5	27,861.0
		福祉作業所さくら		-	214.0	-	-	80.3	4,550.0
		保健センター	健康推進課	-	690.5	-	-	101.1	10,035.0
	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	-	54.0	-	-	1,480.8	48,364.0
		上谷児童館		-	285.0	-	-	41.7	15,513.0
		大河原児童センター		-	216.0	-	-	66.4	18,573.0
学校教育施設	小学校	大河原小学校	教育総務課	20.0	9,982.0	-	-	31.9	122,823.0
		金ヶ瀬小学校		40.5	5,765.5	-	-	19.4	104,667.0
		大河原南小学校		80.0	550.0	-	-	55.9	150,506.0
	中学校	大河原中学校		20.0	2,295.7	-	-	107.4	224,812.0
		金ヶ瀬中学校		120.0	605.8	-	-	53.5	114,645.0
		学校給食センター		-	44,363.0	-	-	870.5	108,079.0
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	121.4	-	-	19,750.0	1,567.2	325,122.0
	駐輪施設等	大河原駅自由通路	地域整備課	-	-	-	-	-	17,455.0
		大河原駅前第1駐輪場		180.0	529.0	-	-	-	18,826.0
		大河原駅前第2駐輪場							
上下水道施設	上水道施設	金ヶ瀬揚配水場	上下水道課	-	-	-	-	-	208,970.0
		角上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	1,461.0
		小不沢ポンプ場		-	-	-	-	-	3,081.0
		新寺加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	2,322.0
		小山田ポンプ場		-	-	-	-	-	22,126.0
		上川原取水場		-	-	-	-	-	107,001.0
		大河原配水池・金ヶ瀬配水池		-	-	-	-	-	14,454.0
		湯の沢ポンプ場		-	-	-	-	-	23,828.0
		神上加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,595.0
		南原前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	7,950.0
		見城前加圧ポンプ場		-	-	-	-	-	10,306.0
		稗田前配水池		-	-	-	-	-	12,778.0
	下水道施設	川根汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	479.0	
		金ヶ瀬汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	235.0	
		神山汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	249.0	
		新古川汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	1,076.0	
		上谷前汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	1,184.0	
		中島汚水中継ポンプ場	-	-	-	-	-	20,706.0	
		新上谷前汚水中継マンホールポンプ場	-	-	-	-	-	270.0	
その他	その他	街路灯・地下道照明灯	総務課・地域整備課	-	-	-	-	-	658,172.5
合計				581.9	74,015.6	-	47,566.0	4,665.4	3,114,103.7

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

(2) 公用車に係る活動量

① 公用車燃料使用量（該当施設のみ）

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	燃料種	公用車燃料使用量 (L)				
					2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	にぎわい交流施設	生涯	ガソリン	-	-	-	-	188.9
		金ヶ瀬公民館	学習課	ガソリン	157.6	186.6	157.6	177.8	130.9
医療保健 福祉・子育て 支援施設	子育て支援施設	桜保育所	子ども	ガソリン	186.7	194.7	149.2	146.3	193.5
		上谷児童館		ガソリン	244.4	183.0	271.7	180.2	203.2
		大河原児童センター	家庭課	ガソリン	201.8	185.1	185.3	194.3	84.7
		世代交流いきいきプラザ	ガソリン	-	-	-	-	146.2	
行政施設	庁舎等	役場	企画 財政課	ガソリン	13,911.6	14,562.4	14,352.1	16,218.1	17,124.1
				軽油	3,513.6	3,733.2	4,659.3	4,277.7	4,719.1
合 計				ガソリン	14,702.1	15,311.8	15,115.9	16,916.7	18,071.5
				軽油	3,513.6	3,733.2	4,659.3	4,277.7	4,719.1

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

② 公用車走行距離（該当施設のみ）

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	燃料種	車種	走行距離(km)				
						2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	にぎわい交流施設	生涯学習課	ガソリン	軽貨物	-	-	-	-	1,581.0
		金ヶ瀬公民館		ガソリン	軽乗用車	3,230.8	3,825.3	2,209.0	2,209.0	1,615.0
医療保健福祉・ 子育て支援施設	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	ガソリン	軽乗用車	1,681.1	1,753.1	1,437.0	1,339.0	1,627.0
		上谷児童館		ガソリン	軽乗用車	-	-	-	-	1,716.0
		大河原児童センター		ガソリン	軽貨物	2,941.7	2,202.7	3,278.0	2,202.0	513.0
		世代交流いきいきプラザ		ガソリン	軽乗用車	1,399.5	1,283.7	1,691.0	1,415.0	437.0
		世代交流いきいきプラザ		ガソリン	軽乗用車	-	-	-	-	1,354.0
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	ガソリン	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	59,194.6	72,480.0	85,518.0	74,382.0	71,328.0
				ガソリン	軽乗用車	25,926.1	27,328.7	29,433.0	32,872.0	33,295.0
				ガソリン	普通貨物車	3,611.0	2,341.0	2,668.0	2,934.0	2,039.0
				ガソリン	小型貨物車	543.1	732.0	1,294.0	1,103.0	581.0
				ガソリン	軽貨物車	39,688.7	39,536.1	33,944.0	49,888.0	48,377.0
				ガソリン	普通・小型・ 軽特種用途車	7,938.0	7,730.5	7,822.0	9,552.0	9,696.0
				軽油	バス	5,061.2	10,700.3	8,647.0	7,391.0	8,085.0
				軽油	普通貨物車	11,543.7	8,139.9	9,334.0	7,045.0	3,868.0
				軽油	小型貨物車	3,690.0	1,854.2	7,056.0	8,979.0	8,740.0
軽油	普通・小型 特種用途車	6,766.8	5,702.2	10,306.0	6,275.0	10,326.0				
合 計						173,216.5	185,609.7	204,637.0	207,586.0	205,178.0

※1 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。

※2 表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

③自動車用エアコンディショナー使用台数（該当施設のみ）

施設 大分類名	施設 中分類名	施設名	管理課	カーエアコンディショナー 使用台数（台）				
				2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
社会施設	コミュニティ・ 文化施設	にぎわい交流施設	生涯学習課	—	—	—	—	1
		金ヶ瀬公民館		1	1	1	1	1
医療保健福祉・ 子育て支援施設	子育て支援施設	桜保育所	子ども家庭課	1	1	1	1	1
		上谷児童館		1	1	1	1	1
		大河原児童センター		1	1	1	1	1
		世代交流いきいきプラザ		—	—	—	—	1
行政施設	庁舎等	役場	企画財政課	36	38	41	43	43
合 計				40	42	45	47	49

※ 表中の青字で表記された施設は省エネ診断を実施した施設です。